

祝 長寿をお祝いします



羽曳野市敬老会を開催!

◆ 式次第 (第1部 式典、第2部 アトラクション)

※各会場での所要時間は、概ね2時間を予定しています。ぜひお越しください!

日時	会場
9月10日(木)	9:30 ~ 陵南の森
	13:00 ~ 丹治はやプラザ
	15:30 ~ MOMOプラザ
9月11日(金)	10:00 ~ 市民会館
	13:00 ~ 石川プラザ



～アトラクション～
野々村あい (歌謡ショー)
幸助・福助 (漫才)
喜味家たまご (三味線放談)
酒井くにお・とおる (漫才)

敬老祝金を支給します

平成27年4月1日以前から本市に住民登録があり、9月1日(基準日)に引き続きお住まいの方が対象です。
→対象者には9月初旬にご案内を送付します。

対象年齢	支給額
満101歳以上 (大正3年9月1日以前生まれ)	5万円
満100歳 (大正3年9月2日～大正4年9月1日生まれ)	10万円
満88歳 (大正15年[昭和元年]9月2日～昭和2年9月1日生まれ)	2万円
満77歳 (昭和12年9月2日～昭和13年9月1日生まれ)	1万円

羽曳野市金婚祝賀会

【日付】10月27日(火)

【会場】ホテル・アゴラリージェンシー堺

※各集合場所よりバスにて送迎

【対象】市内居住で住民登録し、過去に申請がなく

- ①昭和40年10月1日以前に婚姻届を提出した方。
- ②実際に婚姻してからの年数が50年以上であることを証明できる夫婦

【申込】福祉支援課、支所、MOMOプラザ、丹治はやプラザ、石川プラザ、人権文化センターにある申請書に記入の上、婚姻日が証明できる書類(戸籍謄本など)とともに福祉支援課(市役所別館4番窓口)へ提出。

【締切】9月11日(金)

敬老祝品を贈呈します (新70歳の方:古希のお祝い)

対象者は、8月1日時点で本市に居住し、かつ住民登録している満70歳の方(昭和19年8月2日～昭和20年8月1日生)。8月中旬～9月下旬までにお送りします。

【問合せ】福祉支援課

☎ 958-1111 (内線1214)
FAX 957-1238

消費生活センターにご相談ください。

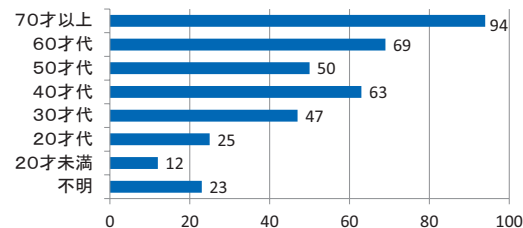
その契約、本当に大丈夫?
一人で悩んでいませんか?



◆消費生活相談まとめ(平成26年度・羽曳野市)

年々増加する高齢者の消費者トラブルは「孤独」「健康」「お金」という3つの不安につけ込まれるものが多く、被害額は高額になりがちです。防止にはまわりの方の見守りが大切です。

【相談総件数 383件 (羽曳野市消費生活センター)】



■消費生活相談

消費生活専門相談員、消費生活アドバイザーなどが相談に応じます。安心してご相談ください。

月・水・木・金 10:00～16:00

【問合せ】産業振興課 ☎ 947-3715 (直通)

～身近で起こるトラブル(実例)～

- 健康食品(サプリメント)の送りつけ
 - ・注文していない商品を代金引換で送る、との連絡が業者からあり、断ると「注文時の録音がある」「裁判する」などと高圧的な態度で脅された。
- 新聞解約時のトラブル
 - ・高齢者の入院や介護施設への入所、死亡などにより家族から解約を申し出たところ、中途解約を認められず、高額な解約金や契約時に提供した景品代を請求された。
 - ・5年～10年という長期契約を強引にさせられた。
- スマートフォンを他社に乗り換えると安くなる、と電話で強引に勧誘されたが、安くない。
- 老人ホームに投資する権利を譲ってほしいと怪しい電話があった。
- インターネットで無料動画サイトに接続すると、いきなり「登録完了」と表示され、その後高額な請求がきた。
- 訴訟の最終確認通知というハガキが届いたが、身に覚えがない。
- 訪問販売で太陽光発電のパネル設置の強引な勧誘をされ、契約してしまった。
- 母の持っていた振袖を無料で着付けして化粧もしてあげると勧誘されて店に行くと、高価な着物を強引に購入させられた。
- 賃貸アパート退去時に、契約外の原状回復費用を請求された。
- ネットショップでスニーカーを注文し代金を払ったが、商品が届かない。